

議 長 日程第1「発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4 番 平 野 発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年12月2日提出。提出者、松田町議会議員 平野由里子。賛成者、松田町議会議員 唐澤一代、以下同じく内田晃、古谷星工人、田代実、井上栄一、南雲まさ子、中野博、飯田一、齋藤永、寺嶋正、大舘秀孝。

提案理由、新型コロナウイルス感染症による住民生活への影響を考慮し、一層の支援が必要なことから、令和3年6月に支給する議員の期末手当を減額する特例措置を行うため、提案するものであります。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年松田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。7、令和3年6月の期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる期末手当の額からその額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

附則（施行期日）1、この条例は、公布の日から施行する。

（他の条例への適用）2、この条例は松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成27年松田町条例第18号）に適用する。

以上です。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声多数）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。